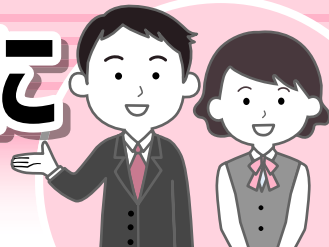


税の申告は正しくお早めに



今年も税の申告時期になりました。平成27年分の確定申告の受付は、
「2月16日(火)から3月15日(火)まで」です。

スタート

あなたの申告は…

平成27年1月1日から12月31日までに収入がありましたか。
 *遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当などの非課税所得のみの方は「いいえ」に進んでください。

はい

給与所得者の方は勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されていますか(提出の有無については勤務先に確認してください)。
 ※給与所得者以外の方は「いいえ」に進んでください。

いいえ

平成27年中の合計所得が、社会保険料控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超えていますか。
 *給与所得者の方で年末調整がお済みの方は「いいえ」へ、お済みでない方(年の途中で退職した方など)は「はい」に進んでください。

はい

はい

主たる勤務先から受ける給与のほかに給与・年金・配当・原稿料・報酬・不動産などの収入がありましたか。

はい

はい

同一世帯内のどなたかの扶養になっていますか。

いいえ

いいえ

申告をする必要はありません。

いいえ

主たる勤務先から受ける給与以外の給与収入と給与以外の所得の合計額が20万円を超えていますか。

いいえ

いいえ

税務署に確定申告をする必要があります。

市役所に市民税・県民税の申告をしてください。

※収入のなかった方についても申告をしていただくことにより、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料ならびに児童手当など各種手当の申請、諸証明書の発行等の資料となります。

公的年金等に係る雑所得がある方はこちら

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下ですか。

はい

所得税の還付申告をしますか。

いいえ

日本年金機構等から送付される公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容に変更または追加がありますか。

いいえ

申告をする必要はありません。

いいえ

はい

はい

税務署に確定申告をする必要があります。

市役所に市民税・県民税の申告をする必要があります。
 所得税に変更がない方も、控除内容に変更がある場合は市・県民税などに反映されますので市役所に申告をしてください。

所得税(確定申告)の申告受付は税務署へ

確定申告書は、自宅のパソコンでの作成、郵送が大変便利です!

確定申告期間中は、申告会場が大変混雑します。申告書の作成には、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用していただき、郵送等でご提出ください(郵送での提出先〒351-8601 朝霞市本町1-1-46 朝霞税務署 個人課税部門 宛)

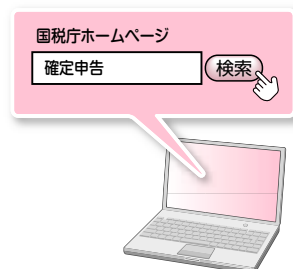
※給与と年金所得がある方の申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっていますので、ぜひご利用ください。

※国税庁ホームページで作成する場合には、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

また、夜間や休日にも利用することができ、操作方法についてのご不明な点はヘルプデスク(電話:0570-01-5901)で個別にサポートします。

【ヘルプデスクの受付時間等】

- ・1月12日(火)～3月15日(火)
- 月～金曜日(2月11日(木・祝)を除く)および2月21日・28日、3月6日・13日の各日曜日 午前9時～午後8時
- ・上記以外の期間
- 月～金曜日(祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く) 午前9時～午後5時

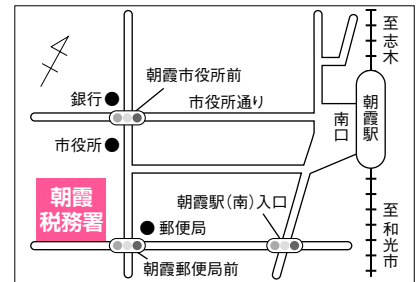


朝霞税務署

平成27年分の所得税および復興特別所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場は2月16日(火)～3月15日(火)(土・日曜日を除く)の間開設します。ただし、2月21日・28日の各日曜日は開設します。

受付時間：午前8時30分から(申告書の作成には時間を要しますので、**午後4時頃まで**にお越しください。なお、会場の混雑状況により受付を早めに締め切ることがあります)

相談時間：午前9時から午後5時まで



ご注意 臨時駐車場がなくなりました！(平成28年1月～)

臨時駐車場としてご利用いただいていた当署隣接地にハローワークが建設されることになりましたので、申告にお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

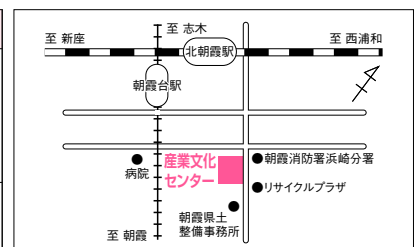
確定申告に関する問／朝霞税務署 ☎467-2211 (自動音声で「0」を選択)

市民税・県民税の申告は市役所または産業文化センターへ

市民税・県民税の申告受付日程

受付会場	受付期間および時間
市役所別館5階 大会議室	2月16日(火)～3月15日(火) 午前9時～午後4時(土・日曜日を除く) ※2月21日(日)の午前9時～午後4時は受け付けを行います。 ※市庁舎耐震工事のため、駐車場・駐輪場の台数が減っています。 市庁舎にお越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
産業文化センター 2階研修室	2月28日(日) 午前9時30分～午後4時

産業文化センター



給与所得者および年金所得者の所得税還付申告についても、上記のとおり受け付けています。

※事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、税務署での受付となります。

市民税・県民税の申告に関する問／課税課 ☎463-2852～3

申告が必要な方

- 平成28年1月1日現在、朝霞市内にお住まいで平成27年中(1月1日～12月31日)に所得のあった方(アルバイト・パートによる所得があった方も該当します)
- 平成28年1月1日現在、朝霞市には住んでいないが市内に事務所・事業所等を所有している方

申告が不要な方

- 給与以外に所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方(給与支払報告書は、平成28年1月1日現在お住まいの市区町村に送付されます)
- 所得税の確定申告(還付申告を含む)をした方
- 同一世帯内のどなたかの扶養になっている方
(世帯が別の場合は申告が必要な場合があります)

申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②【給与所得者または年金収入のある方】平成27年分源泉徴収票等
- ③【事業所得等その他の所得のある方】帳簿類など所得金額が証明できるもの
- ④平成27年中(1月1日～12月31日)に支払った国民年金保険料・国民健康保険税(料)・長寿(後期高齢者)医療保険料・介護保険料などの社会保険料の支払証明書または領収書
- ⑤平成27年中(1月1日～12月31日)に支払った生命保険料・地震保険料および平成18年末までに締結した長期損害保険料の支払証明書
- ⑥【医療費控除を受ける方】平成27年中(1月1日～12月31日)に支払った医療費の領収書(保険等で補てんされた金額がある場合は、金額のわかる書類等)
- ⑦【障害者控除を受ける方(被扶養者を含む)】身体障害者手帳など確認できるもの

⑧【学生の方】学生証または在学証明書

※郵送で申告する場合は、源泉徴収票・その他各種控除証明書および領収書を必ず同封(のり付け不要)してください。

申告を忘れると・・・

- 申告を忘れると、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、年金の免除申請をするときなどに必要な証明書等の発行ができません。
- 収入のなかった方についても、申告をしていただくことにより非課税証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料となりますので、忘れずに申告してください。
- ご家族の方が申告や年末調整の際にあなたのことを税法上の扶養(社会保険などの健康保険の扶養に入ることとは異なります)とする記載が漏れている場合もありますので、ご確認ください。この場合、ご家族の方の申告が必要となります。

確定申告不要制度(平成23年分から創設)

公的年金等に係る雑所得を有する方のうち、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、日本年金機構等から送付される公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容に変更または追加のある方は、市民税・県民税の申告が必要となります。

なお、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告が必要となります。

ワンストップ特例の注意点

ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方であっても、確定申告または市民税・県民税の申告をする必要がある方については、ワンストップ特例の適用がなくなります。寄付金控除として併せて申告をしてください。